

様式第7（第3条第1項関係）

事業概要書

中第52号

平成26年3月14日

国土交通大臣 太田 昭宏 殿

事業者 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

山田 佳臣

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第12条第1項の規定により、事業概要書を送付します。

1 事業者の名称：東海旅客鉄道株式会社

2 事業の種類：第一種鉄道事業

[新幹線鉄道建設事業（中央新幹線（東京都・名古屋市間））]

3 事業区域の概要：

①首都圏（延長：約35km 土被り：約40m～約110m）

○東京都品川区北品川三丁目、北品川四丁目、広町一丁目、広町二丁目、

西品川一丁目、西品川二丁目、豊町二丁目、戸越五丁目、戸越六丁目、

東中延二丁目、中延三丁目、中延四丁目、旗の台三丁目、旗の台四丁目、

旗の台五丁目

○東京都大田区上池台一丁目、上池台二丁目、東雪谷一丁目、東雪谷二丁目、

石川町二丁目、田園調布二丁目、田園調布三丁目、田園調布四丁目、

田園調布五丁目

○東京都世田谷区東玉川一丁目、東玉川二丁目

○神奈川県川崎市中原区等々力、宮内四丁目、上小田中六丁目、上小田中四丁目、

上小田中三丁目、上小田中五丁目、新城中町、新城二丁目、新城四丁目

○神奈川県川崎市高津区千年新町、千年、新作二丁目、梶ヶ谷六丁目

○神奈川県川崎市宮前区野川、梶ヶ谷、馬絹、小台二丁目、小台一丁目、土橋二丁目、

土橋四丁目、鷺沼四丁目、犬藏二丁目、犬藏一丁目、犬藏三丁目、水沢一丁目、

水沢二丁目、潮見台

○神奈川県川崎市麻生区東百合丘三丁目、王禅寺、王禅寺東一丁目、王禅寺東二丁目、

王禅寺西三丁目、王禅寺西四丁目、王禅寺西五丁目、上麻生四丁目、片平一丁目、

片平二丁目、片平五丁目、片平六丁目

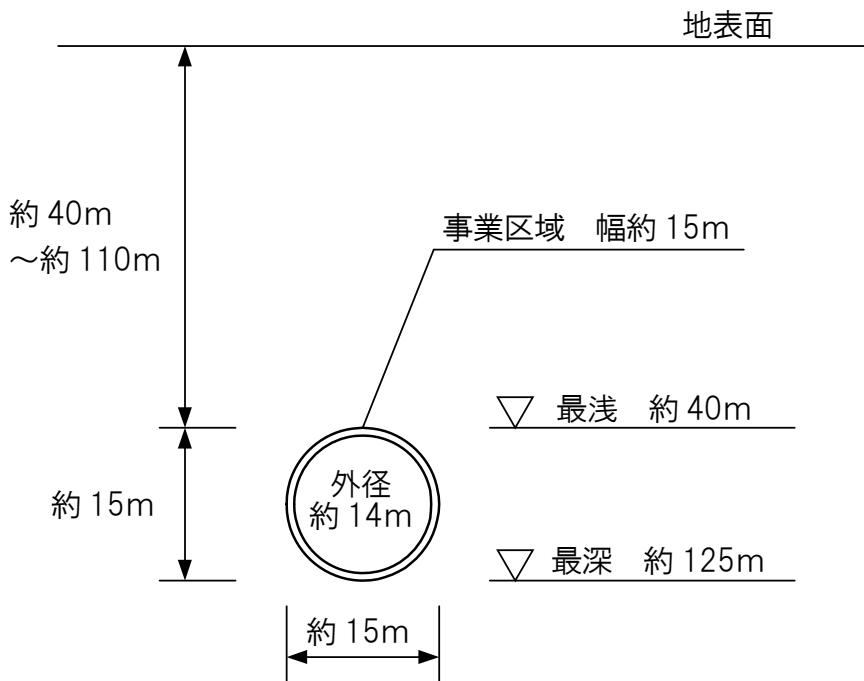
○東京都町田市広袴町、広袴四丁目、広袴三丁目、広袴二丁目、真光寺三丁目、

鶴川四丁目、真光寺町、小野路町、下小山田町、上小山田町、小山ヶ丘一丁目、小山町

②中部圏（延長：約20km 土被り：約40m～約100m）

- 愛知県春日井市明知町、神屋町、坂下町四丁目、坂下町三丁目、坂下町二丁目、
坂下町一丁目、上野町、東神明町、松本町、不二ガ丘三丁目、
不二ガ丘二丁目、不二ガ丘一丁目、出川町、北城町四丁目、北城町一丁目、
下市場町六丁目、下市場町、堀ノ内町、堀ノ内町北一丁目、熊野町、林島町、
小木田町、上条町三丁目、上条町二丁目、上条町四丁目、王子町、
下条町一丁目、小野町四丁目、小野町三丁目、小野町二丁目、町田町二丁目、
町田町一丁目、細木町一丁目、森山田町、勝川町十丁目、勝川町二丁目、
長塚町一丁目、勝川町一丁目、御幸町一丁目
○愛知県名古屋市守山区大字瀬古、瀬古三丁目、瀬古東三丁目、瀬古一丁目
○愛知県名古屋市北区上飯田町、上飯田北町四丁目、上飯田北町二丁目、
上飯田北町一丁目、上飯田南町二丁目、上飯田南町一丁目、御成通四丁目、織部町、
下飯田町三丁目、下飯田町二丁目、下飯田町一丁目、若葉通三丁目、若葉通二丁目、
紅雲町、城東町七丁目、城東町六丁目、生駒町六丁目、生駒町五丁目、
水切町五丁目、長田町二丁目、長田町一丁目、大杉町四丁目、中杉町三丁目、
大杉町三丁目、大杉三丁目、大杉二丁目、清水二丁目、清水一丁目
○愛知県名古屋市東区白壁二丁目
○愛知県名古屋市中区三の丸四丁目、二の丸、三の丸二丁目、三の丸一丁目、
まるのうち
丸の内一丁目

【事業区域の標準部イメージ】



4 使用の開始の予定時期及び期間 権利取得の時期より施設の存続する限り。

5 事業計画の概要

(1) 事業名 新幹線鉄道建設事業（中央新幹線（東京都・名古屋市間））

(2) 事業の目的及び内容

1) 意義・目的

全国新幹線鉄道整備法において、新幹線の整備は、高速輸送体系の形成が国土の総合的かつ普遍的開発に果たす役割の重要性に鑑み、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備を図り、もって国民経済の発展及び国民生活領域の拡大、並びに地域の振興に資することを目的とするとされています。

全国新幹線鉄道整備法に基づく中央新幹線につきましては、東京・名古屋・大阪を結ぶ大量・高速輸送を担う東海道新幹線が開業から49年を経過し、将来の経年劣化への抜本的な備えが必要であるとともに、大規模地震等、将来の大規模災害への抜本対策が必要であるとの観点から早期に整備するものです。整備にあたっては、まずは、東京都・名古屋市間を整備し、名古屋市・大阪市間は名古屋市までの開業後、経営体力を回復したうえで着手する計画です。

2) 内容

起点：東京都港区

終点：愛知県名古屋市

主要な経過地：甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部

3) 作業工程

実施段階における作業工程については、工事実施計画認可後に詳細が決まることとなります。参考に、当該路線の環境影響評価準備書（平成25年9月）に記載した作業工程を示します。

年 区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目
測量・用地協議														
構造物・路盤														
ガイドウェイ 電気機械設備														
試運転等														

(3) 計画位置・区間

東京都港区港南二丁目～愛知県名古屋市中村区名駅一丁目

(事業区域①：東京都品川区北品川三丁目～東京都町田市小山町)

(事業区域②：愛知県春日井市明知町～愛知県名古屋市中区丸の内一丁目)

(4) 施設概要(本線)

1) 施行区間：東京都港区～愛知県名古屋市

2) 走行方式：超電導磁気浮上方式

3) 計画延長：約286km

4) 主要な線形条件

・最小曲線半径：8,000m

(ターミナル駅の近傍においては、より小さい曲線半径)

・最急勾配：40‰

5) その他主要施設：

・ターミナル駅：東京都 東京都港区東海道新幹線品川駅地下

愛知県 名古屋市中村区東海道新幹線名古屋駅地下

・中間駅：神奈川県 神奈川県相模原市緑区JR橋本駅付近地下

山梨県 山梨県甲府市大津町付近

長野県 長野県飯田市上郷飯沼付近

岐阜県 岐阜県中津川市千旦林付近

6 事業概要図

(1) 平面図

(2) 縦断図

(3) 横断図